

議案第44号

あきる野市特別職の職員の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月23日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

職員の不祥事に対し、管理監督者としての責任を明らかにするため、市長及び副市長の7月分の給料を減額する。

あきる野市特別職の職員の給料の特例に関する条例

- 1 市長の令和4年7月1日から同月31日までの間における給料の月額、あきる野市特別職の職員の給与に関する条例（平成7年あきる野市条例第27号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、条例別表に掲げる給料月額から、その月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。
- 2 副市長の令和4年7月1日から同月31日までの間における給料の月額、条例第2条第1項の規定にかかわらず、条例別表に掲げる給料月額から、その月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（あきる野市長の給料等の特例に関する条例の一部改正）
- 2 あきる野市長の給料等の特例に関する条例（令和2年あきる野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

本則中「第2条第1項の規定」の次に「又はこの規定の特例に関する条例の規定」を加える。

（この条例の失効）

- 3 この条例は、令和4年7月31日限り、その効力を失う。